

## せいしんクイックラインサービス規定

### 1. (取引における契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

### 2. (せいしんクイックラインサービス)

- (1) せいしんクイックラインサービス (以下「本サービス」といいます) は、契約者ご本人 (以下「依頼人」といいます) の占有・管理するパソコン等 (以下「端末」といいます) による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。
  - ①あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座 (以下「引落指定口座」といいます) より、ご指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座 (以下「入金指定口座」といいます) へ入金する場合。ただし、端末がプッシュホン電話あるいはファクシミリの場合は当金庫以外の金融機関の口座への入金はお取扱いできません。
  - ②本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座等につき所定の照会を行う場合。
- (2) 本サービスを利用するには、別途「せいしんANSERサービス」に加入するものとします。
- (3) 本サービスで利用できる端末は次のとおりとします。
  - ア. パソコン (S P C) 端末 (以下「S P C」といいます)
  - イ. インターネットに接続されたパソコン (以下「パソコン」といいます)
  - ウ. プッシュホン式の電話およびファクシミリ
- (4) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
  - ①引落指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
  - ②入金指定口座が引落指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、また当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは引落指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

### 3. (振込または振替の受付等)

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末により操作してください。
- (2) 当金庫で受信した内容が次の場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
  - ア. プッシュホン電話・ファクシミリからのご依頼で、当金庫が受信した暗証番号が届出の資金移動用暗証番号と一致した場合。
  - イ. S P C・パソコンからのご依頼で、当金庫が受信した暗証番号および端末の電話番号が届出の資金移動用暗証番号および端末の電話番号 (パソコンでV A L U Xを利用する場合は接続I D) と一致した場合。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が振込・振替内容についての意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は指定の内容にしたがい、引落指定口座から振込金額または振替金額と第5条第2項の振込手数料金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続をいたします。なお、日付指定のご依頼 (振込・振替の予約) の場合は、指定日に引落指定口座から振込金額または振替金額と第5条第2項の振込手数料金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続をいたします。
- (5) 引落指定口座からの資金の引落しは、総合口座取引規定・当座勘定規定・当座貸越約定書等にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振込・振替の金額の限度および1日あたりの振込・振替の金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届出した金額

の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は当金庫が別に定めた時間内とします。

- (7) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
- ①振込または振替処理時に、振込金額または振替金額と第4条第2項の振込手数料との合計額が引落指定口座より払戻すことのできる金額を超えるとき。
  - ②引落指定口座が解約済のとき。
  - ③依頼人から引落指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。
  - ④差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
  - ⑤振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の引落指定口座へ戻し入れます。また、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

#### 4. (照会の受付等)

- (1) 本サービスにより照会をする場合には、前条第1項に準じ送信操作をしてください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号が「せいしんANSERサービス」で届出の照会用暗証番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなし、応答いたします。
- (3) すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消する場合があります。

#### 5. (手数料等)

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料を支払ってください。
- (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。
- (3) 第2条第8項により「組戻し」の取扱いをした場合は、当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。
- (4) 基本手数料は、毎月5日(休業日の場合には翌営業日)に、総合口座取引規定・当座勘定規定または当座貸越約定書等にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、引落指定口座から引落します。

#### 6. (取引内容の確認)

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに総合口座通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。なお万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

#### 7. (免責事項)

- (1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受信の際、第3条第2項により受信内容の一致を確認して取扱いましたうえは、端末、暗証番号、証明書等につき偽造、変造、盗用または不正利用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (4) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(5) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

#### 8. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 9. (解約)

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振込または振替が発生しない場合、当金庫はその取扱いを中止することがありますのでご了承ください。

#### 10. (お届け印)

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等にはご利用口座にあらかじめお届けの印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影をお届けの印鑑と相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項につきましては、総合口座取引規定、当座勘定規定、および当座勘定貸越契約書・当座貸越契約書・当座貸越約定書・振込規定により取扱います。

#### 12. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

#### 13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、前条に定める場合を含め、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上